

男女発第445号
令和7年6月 日

各所属長 様

男女共同参画センター所長

審議会等の公募委員の選考面接にかかる男女共同参画について（通知）

草津市男女共同参画推進条例第3条においては、「男女が性別にかかわらず、市の施策等の方針の立案や決定などの場において共同して参画する機会が確保されること」を基本理念の1つとして掲げています。

また、令和3年4月に策定した第4次草津市男女共同参画推進計画においては、男女共同参画社会の実現のため、「全庁的に各施策が男女共同参画の視点に立って行われるよう努める」ことを掲げており、これらに基づき、各所属におかれては男女共同参画の視点に留意しながら各施策を進めていただいていることと存じます。

審議会等の公募委員選考時の面接につきましては、草津市市民参加条例【逐条解説と運用手引き】において、「面接は応募者が委縮しないよう、和やかな雰囲気で行い、可能な限り男女の面接官による選考を行う」よう記載されており、平成27年3月の総括副部長会でもその旨周知されておりますことから、可能な限り男女の面接官による選考を行っていただくようお願いいたします。

また、職員（会計年度任用職員含む）の採用にかかる面接におきましても、同様に取り扱いいただきますよう併せてお願いいたします。

担当部署	男女共同参画センター
担当者	小西
連絡先	外線 565-1550

○草津市男女共同参画推進計画 抜粋 (P44)

【計画の推進体制】

男女共同参画社会の実現のため、「草津市男女共同参画推進条例」第 23 条に基づき、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人との協働のもとに、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため必要な体制を整備し推進します。

計画の推進にあたっては、男女共同参画推進本部を中心として、庁内関係部局との連携の強化を図り、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

〈庁内推進体制の充実〉

庁内に「草津市男女共同参画推進本部」を設置し、男女共同参画関連施策を総合的に企画調整し推進します。具体的には、毎年、男女共同参画計画の進捗状況を点検、評価し、課題の検討を行うとともに、計画の実施における関係部局間の総合調整を行います。また、全庁的に各施策が男女共同参画の視点に立って行われるよう努めます。

【第8条 第1・2項関係】

審議会が出された結論は市政に大きな影響を与えることから、市政への市民参加を進めるためには、審議会での議論に多様な市民の考え方が反映されるようにすることが望ましいと考えられます。本項では、こうした観点から、執行機関が審議会等の委員を選任する際に、法令の規定により委員の構成が定められている場合や特に専門的な知識等が要求される場合などを除いては、審議会等のメンバーに設置目的に応じて公募で選考する市民を含めることとしています。

■ 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の割合は、審議会等の委員の総数の2割以上となるよう努めるものとします（施行規則第12条）。

■ 「無作為抽出」による公募委員の募集について

住民基本台帳などから無作為に抽出した市民に審議会への参加を打診し、参加について了承された方に参加いただく手法です。この手法は、固定しがちな市民参加に新しい人材を登用できる可能性がある点で有効です。審議いただく事項についての予備知識がない市民が集まることも考えられるので、まずはレクチャーから始める配慮も必要です。

■ 施行規則第14条には、公募委員の選考方法が規定されており、執行機関は、市民が応募しやすい方法を選択することが必要です。また、市民が応募しやすく、かつ応募者の審議会への適性を測る適当な手法であることから、選考は面接で行い、他の選考方法で実施しなければならない場合は、事前にまちづくり協働課と協議を行ってください。

■ 公募委員の募集要件について

公募委員に応募できるのは、18歳以上かつ市内に在住か、通勤、通学している方、または市内で市民公益活動を行っている方とします。なお、公募委員は、一般市民の目線から発言いただくものであるため、法令等に規定される場合を除き、その他の資格要件等は定めませんこととします。ただし、市議会の議員および市の職員、ならびに市の審議会等の委員に現在選任されている方を除きます。

■ 選考時の留意点について

面接は、応募者が委縮しないよう、和やかな雰囲気で行い、可能な限り男女の面接官による選考を行ってください。

■ 公募委員の追加募集について

公募委員を募集したにも関わらず、公募枠の定員を満たさなかったときは、可能な限り多くの市民に、審議会等へ参加いただくため、速やかに追加募集を行うこと。また、追加募集を行うにあたっては、事前に必ずまちづくり協働課と協議を行ってください。